

松崎訪問看護ステーション 運営規定

1 (事業の目的)

第1条 医療法人 松崎病院が設置する訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)が行う 指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業 (以下「事業」という) の適正な運営を確保するために 職員及び運営管理に関する事項を定め 病気やケガ等により 家庭において継続して療養を受ける状態にあり かかりつけの医師 (以下「主治医」という) が指定老人訪問看護または指定訪問看護 (以下「訪問看護」という) の必要を認めた老人等の利用者に対し ステーションの看護師・その他の従業員 (以下「看護師等」という) が適正な訪問看護を提供することを目的とする

(運営の方針)

第2条 ステーションは 事業の円滑 且つ 適正な運営を図るため 職員及び業務管理に関する事項を別に定める

- ② ステーションは 適切な事業の提供が行われるよう 主治医との連絡調整を行い 密接 且つ 適切な連携を図るものとする
- ③ ステーションは 事業の実施にあたり 関係市町村 及び その他必要な医療サービス・福祉サービスを提供する事業者との密接な連携を保ち 総合的なサービスの提供に努めるものとする

(事業所の名称等)

第3条 ステーションの名称及び所在地は 次のとおりとする

名 称	松崎訪問看護ステーション
所在地	豊橋市三本木町字元三本木20番地1

(職員の職種・員数)

第4条 ステーションに配置する職種及び員数は 次のとおりとする

管理者：看護師1名 (常勤)
訪問看護職員：看護師3名 (常勤)・看護師1名 (非常勤)
准看護師0名 (常勤)・准看護師1名 (非常勤)・作業療法士15名 (非常勤)

- ② 必要と認めるときは この職員数を増減する

(職員の職務内容)

第5条 ステーションの管理者は 所属職員を指導監督し 適切な事業が行われるよう統括するとともに 自らも訪問看護を行う

- ② 訪問看護職員は 利用者ごとに 訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成するとともに訪問看護を担当する
- ③ 訪問看護の実施は 定期的に主治医に報告する

(営業日 及び 営業時間)

第6条 ステーションの営業日と営業時間は 次のとおりとする

営業日 12月31日から1月3日を除いた毎日

営業時間 8時30分 より 17時まで

24時間対応体制 電話等による緊急時の連絡 相談 訪問依頼等が可能な体制とする

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は 次のとおりとする

- (1) 訪問看護の利用希望者は主治医に申し込み 医師がステーション宛てに交付した指示書に基づいて 看護師等が利用者等の状況を把握した上で看護計画(書)を作成し 訪問看護を実施する
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は 主治医に指示書の交付を求めるように助言する
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は 主治医を決めて申し込むことを助言する あるいは 豊橋市等の関係機関または豊橋市医師会等に調整を依頼する

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は 次のとおりとする

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事・排泄等 日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の相談・指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他 医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問看護実施中に 利用者の病状の急変 その他の緊急事態が生じた場合は 遅滞なく主治医に連絡し 適切な処置を行うものとする

主治医への連絡が困難な場合には 緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする

- ② 前項において 必要な処置を行った場合は 遅滞なくステーションの管理者及び主治医に報告を行わなければならない

(利用料)

第10条 訪問看護を提供した場合には 基本利用料は 医療保険各法 介護保険法に基づく負担金を徴収するものとする

- ② 訪問看護の開始に際し あらかじめ利用者またはその家族に対し 基本利用料 並びにその他の利用料の内容 及び 金額に関して説明を行い 理解と同意を得なければならない
- ③ その他の利用料とは次のとおりである
 - (1) 訪問看護に要した介護用品 交通費等については 実費を徴収する
- ④ 支払を受けたときは 基本利用料 並びに その他の利用料について 項目が区別された領収書を発行しなければならない

(虐待の防止)

第11条 ステーションは 虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に虐待防止のための指針を整備する

- ② ステーションに虐待防止委員会 (以下、「委員会」という) を設置し 委員会は年1回以上 委員長が必要と認めた時に開催 その結果について 職員に周知徹底を図る
- ③ 虐待防止 早期発見と発症時の速やかな被虐待者保護を実務化するため 定期的な研修 (年1回以上) を実施する
- ④ 虐待防止に関する責任者はステーション管理者とする 必要に応じて法人理事長が統括を行う
- ⑤ 虐待防止に関する責任者及び職員は 指針及び委員会で示す方針に従うものとする

(その他 運営についての留意事項)

第12条 ステーションは 社会的使命を十分認識し 職員の質向上を図るため 研究 研修の機会を設け また 業務態勢を整備する

- ② 職員は 業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない
- ③ ステーションは 訪問看護に関する記録を整備し 訪問看護完了の日から5年間保管しなければならない
- ④ この規定に定める事項の他 運営に関する重要事項は 法人とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする

この規定は 平成24年2月1日より施行する

この規定は 平成24年3月1日より施行する (事業所の住所地、職員員数の変更)

この規定は 令和1年9月21日より施行する (職員の職種・員数、営業日等、訪問看護の提供方法、訪問看護の内容、利用料の変更)

この規定は 令和4年1月24日より施行する (職員員数の変更)

この規定は 令和4年7月1日より施行する（職員員数の変更）
この規定は 令和5年1月21日より施行する（職員員数の変更）
この規定は 令和5年2月21日より施行する（職員員数の変更）
この規定は 令和5年4月1日より施行する（職員員数の変更）
この規定は 令和5年5月1日より施行する（職員員数の変更）
この規定は 令和5年9月1日より施行する（職員員数の変更）
この規定は 令和5年9月21日より施行する（職員員数の変更）
この規定は 令和5年9月27日より施行する（職員の職種・員数の変更）
この規定は 令和6年4月21日より施行する（職員員数の変更）
この規定は 令和6年5月1日より施行する（事業所の住所地の変更）
この規定は 令和6年6月1日より施行する（職員員数の変更、虐待の防止の新設）
この規定は 令和6年6月24日より施行する（職員員数の変更）
この規定は 令和6年8月21日より施行する（職員員数の変更）
この規定は 令和6年10月1日より施行する（職員員数の変更）
この規定は 令和6年11月30日より施行する（職員員数の変更）
この規定は 令和7年1月21日より施行する（職員員数の変更）
この規定は 令和7年3月21日より施行する（職員員数の変更）